

長野県ダンススポーツ連盟細則

(オブザーバー)

第1条 理事部長会に於いて、必要に応じて部員はオブザーバーとして出席し意見を述べる事は出来るが、決議には規約に基づき関わる事は出来ない。

(運営委員会)

第2条 理事会に提案すべき事柄を検討する機関として運営委員会をおく。

- 2 運営委員会は会長、副会長、専門部長、部員、支部長及び副支部長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。監事は業務執行の必要に応じて出席する事ができる。支部役員はオブザーバーとして出席できる。

(部員)

第3条 専門部は部員を置く事ができる。

(部員の選出)

第4条 部員は部長が推薦し、本部長の承認を経て、理事会にて選任する。

(役員の退職)

第5条 役員は自らの意思で、やむを得ず任期途中で退職するときは、後任を推薦する。

附則

この規約は、平成24年4月30日より施行する。

細則制定：平成18年5月28日

細則改定：平成21年4月 4日

細則改定：平成24年4月30日